

愛労発基 0622 第 4 号

令和 2 年 6 月 22 日

(公社) 愛知労働基準協会長 殿

愛知労働局長



粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令等の施行について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より労働行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 128 号。以下「改正省令」という。）及びずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 235 号。以下「改正告示」という。）が、令和 2 年 6 月 15 日に公布及び告示され、一部の規定を除き、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

改正の趣旨、内容等については、別添のとおりですので、その運用にご留意いただきますようお願いいたします。